

シロアリ駆除・予防保証規定

この保証規定は、一般社団法人熊本県しろあり対策協会が定めた、白蟻防除標準仕様書に従って、その建物を全体的に駆除・予防処理「施工」を行った場合に適用致します。施工した建物より白蟻が発生した場合、発生箇所を無料で再施工致します。なお、施工後の白蟻発生による修復等の賠償責任を約束したものではありません。本県協会に於いては、下記のとおり保証期間を設定しております。

1 新築・既存建物シロアリ予防処理 / 保証期間 5 年間

※新築建物(予防)及び、既存建物(予防)適用します。

2 ヤマトシロアリ駆除(防除) 処理 / 保証期間 5 年間

※被害甚大の場合は、保証期間を短縮する事もあります。
また、被害の状況次第では保証書を発行できない事もあります。

3 イエシロアリ駆除(防除 / 液剤) 処理 / 保証期間 3 年間

※被害甚大の場合は、保証期間を短縮する事もあります。
また、被害の状況次第では保証書を発行できない事もあります。

4 イエシロアリ駆除(ベイト工法)+予防(液剤) 処理 / 保証期間 5 年間

※被害甚大の場合は、保証期間を短縮する事もあります。
また、被害の状況次第では保証書を発行できない事もあります。

※イエシロアリの駆除については、ベイト工法による駆除のみの場合
(液剤による予防処理の併用なし)は保証対象外とします。

【付記】 下記の事項に該当するものに対しては、原則的に保証書の発行は行わない事とします。

1. 建物の一部「部分的」な駆除・予防処理。
※公共的な建物であっても部分的な処理を行った場合は保証書の発行は行わない。
2. 樹木の駆除・予防処理
3. 土壌処理・木部処理のいずれか片方だけの処理。
4. 建物の構造上、完全な処理が出来ないと判断した場合。
5. 白蟻被害の甚大な場合。
6. この規定対象はヤマトシロアリ・イエシロアリの2種類と致します。
7. 上記以外のシロアリ駆除・予防「アメリカカンザイシロアリなど」は保証規定の対象外とします。

2012年4月2日改正

【一般社団法人】 熊本県しろあり対策協会